

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第九十二号

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則を廃止する規則

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則（昭和五十九年三月奈良県規則第四十七号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。